

# 処分又は命令書

番 号  
年 月 日

違反転用者 (住所)  
(氏名)

千葉県知事

印

農地法第 51 条の規定に基づき次のとおり処分する (又は措置することを命ずる)。

処分又は命令の内容	
処分又は措置を命ずる理由	

(注) 1 この処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。

2 この処分又は命令の履行を定められた期間までに完了できなかったときは、その理由及び処分又は命令の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。

### 「教示」

1 この処分に不服があるときは、地方自治法第 255 条の 2 の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書 (行政不服審査法第 19 条第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。) 正副 2 通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます (なお、処分があったことを知った日から 3 月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

なお、審査請求書は、当知事を經由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 関東農政局長に提出して下さい。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、千葉県を被告として (訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。